

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 土木一式工事  
(2) 件 名 越谷吉川線街路築造工事（付帯工）南工区
- (3) 場 所 越谷市瓦曾根二丁目地内外
- (4) 履 行 期 間 令和7年12月5日から令和8年1月30日まで  
(5) 契 約 金 額 7,513,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 山崎建設株式会社
- (7) 受注者住所 埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-12
- (8) 概 要 施工延長：325.9m 幅員：7.0～9.5m  
構造物取壊し工：構造物取壊し（有筋）50m<sup>3</sup>、殻運搬処分（有筋）50m<sup>3</sup>  
廃棄物運搬処理（がれき類）50m<sup>3</sup>  
取付管撤去工：管撤去 39m、廃棄物運搬処理（廃プラ）0.2m<sup>3</sup>  
工事用道路工：仮設舗装 219m<sup>2</sup>、舗装版破碎 219m<sup>2</sup>、殻運搬処理 11m<sup>3</sup>  
仮設舗装（再設置）219m<sup>2</sup>
- (9) 理 由 本工事は、越谷吉川線街路築造工事（街路工）南工区に関連した工事です。工事の性質上、一体性及び工期の短縮・安全性・円滑かつ適正な施工を確保する上で有利と認められ、かつ経費の合算によりコストの削減が図られることから、地方自治法施行令167条の2第1項第6号の規定により、越谷吉川線街路築造工事（街路工）南工区の受注者である山崎建設株式会社と特命随意契約を締結するものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 種別    | 機械器具設置工事   |
| (2) 件名    | 北越谷小学校エレベーター改修工事   |
| (3) 場所    | 越谷市北越谷三丁目10番38号  |
| (4) 履行期間  | 令和7年12月8日から令和8年12月25日まで  |
| (5) 契約金額  | 26,620,000 円(税込み)  |
| (6) 受注者   | 富士エレベーター工業株式会社   |
| (7) 受注者住所 | 東京都千代田区内神田3-4-6  |
| (8) 概要    | 工事の概要：北越谷小学校のエレベーターを改修する。<br>部品供給が終了しており、急な故障等が起きた場合には長期間使用ができなくなる恐れがあるため。   |
| (9) 理由    | 本工事は、既設エレベーターをリニューアルする工事であり、製造メーカー以外の者に施工させた場合、今後の運転に支障をきたすおそれがあることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、製造メーカーである、「富士エレベーター工業株式会社」と特命随意契約を締結するものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 種別    | 機械器具設置工事   |
| (2) 件名    | 北陽中学校エレベーター改修工事  |
| (3) 場所    | 越谷市大字大松450番地   |
| (4) 履行期間  | 令和7年12月8日から令和8年12月25日まで  |
| (5) 契約金額  | 24,376,000 円(税込み)  |
| (6) 受注者   | 富士エレベーター工業株式会社   |
| (7) 受注者住所 | 東京都千代田区内神田3-4-6  |
| (8) 概要    | 工事の概要：北陽中学校のエレベーターを改修する。<br>部品供給が終了しており、急な故障等が起きた場合には長期間使用ができなくなる恐れがあるため。  |
| (9) 理由    | 本工事は、既設エレベーターをリニューアルする工事であり、製造メーカー以外の者に施工させた場合、今後の運転に支障をきたすおそれがあることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、製造メーカーである、「富士エレベーター工業株式会社」と特命随意契約を締結するものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 種別    | 機械器具設置工事   |
| (2) 件名    | 老人福祉センターくすのき荘エレベーター改修工事  |
| (3) 場所    | 越谷市大字大杉655番地   |
| (4) 履行期間  | 令和7年12月15日から令和8年9月30日まで  |
| (5) 契約金額  | 19,910,000 円(税込み)  |
| (6) 受注者   | 株式会社日立ビルシステム<br>関東支社   |
| (7) 受注者住所 | 千葉県柏市柏4-8-1  |
| (8) 概要    | 既存エレベーター部品の更新及び調整を行う。  |
| (9) 理由    | 本工事は、既存エレベーターの一部の更新工事であり、既存の設備等と密接不可分の関係にあることから、既存エレベーターの制作者以外に工事を行わせた場合、設備等の使用に著しい支障が生じるおそれがあるものです。工事後のエレベーターの機能維持と施工責任の所在を明確にするため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、既存エレベーターメーカーである「株式会社日立ビルシステム 関東支社」を特命にて契約を締結するものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 種別    | 電気工事   |
| (2) 件名    | 中島大割排水樋管遠方監視制御装置改修工事   |
| (3) 場所    | 越谷市中島二丁目地内   |
| (4) 履行期間  | 令和7年12月17日から令和8年12月18日まで   |
| (5) 契約金額  | 50,600,000 円(税込み)  |
| (6) 受注者   | 三菱電機プラントエンジニアリング株式会社<br>東日本本部北関東営業所  |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県さいたま市大宮区仲町2-28-3  |
| (8) 概要    | 中島大割排水樋管 遠方監視制御装置（子局）更新 一式<br>越谷第一ポンプ場 遠方監視制御装置（親局）更新 一式<br>水防監視表示端末装置更新 一式  |
| (9) 理由    | 河川管理施設の運用管理については、重要な情報を集約・データベース化することが国土交通省の基準において推奨されています。<br>本工事で装置の更新を行うにあたり、当該施設以外の装置はすべて三菱電機プラントエンジニアリング株式会社製であることから、情報の集約により一元的な管理や業務の効率化を図るため、当該施設の装置を各施設の装置と統一するものです。<br>上記の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、三菱電機プラントエンジニアリング株式会社と特命随意契約を締結するものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 種別    | 測量（登録有）   |
| (2) 件名    | 3級水準点測量業務委託   |
| (3) 場所    | 越谷市西大袋土地区画整理事業地内外7か所  |
| (4) 履行期間  | 令和7年12月12日から令和8年3月17日まで   |
| (5) 契約金額  | 1,320,000円(税込み)   |
| (6) 受注者   | 東日本総合計画株式会社<br>越谷営業所  |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市東越谷2-12-25  |
| (8) 概要    | 3級水準点測量観測 12.1km<br>西大袋土地区画整理事業地内における経年変化による地盤沈下を観測し、地区内における公共施設等の精度を測るものです。<br>本業務を遂行するにあたり、専門的知識・経験を有する者が専門の機材等を使用し行わなければならないため、業務に対応できる事業者へ委託するものです。   |
| (9) 理由    | 西大袋土地区画整理事業地内の測量業務委託（単価契約）及び令和5年度における3級水準点点検測量業務委託を請け負った東日本総合計画株式会社越谷営業所と特命随意契約を締結することにより、業務の一連性が図れる他、地区内を熟知していることから期間の短縮が図れること、かつ経費の合算によりコストの削減が図られることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により特命随意契約を行うものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 建築コンサルタント（登録有）  
(2) 件 名 越谷市立北体育館耐震改修設計等業務委託
- (3) 場 所 越谷市大字大杉510番地
- (4) 履 行 期 間 令和7年12月23日から令和9年3月12日まで  
(5) 契 約 金 額 22,110,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 東武建築企画株式会社
- (7) 受注者住所 埼玉県越谷市弥生町2-17  
飯島ビル4階
- (8) 概 要 委託概要：北体育館の耐震補強設計及び大規模改修工事等の設計業務を委託する。（非構造部材の耐震化、意匠（内外装）、構造、外構、電気設備、空調設備、給排水衛生設備、消防設備、防火設備等に関する改修）（鉄骨造 2階建て 延べ床面積1851.69㎡ 昭和56年建築）  
委託理由：本業務は、専門家の高度な知識及び技術等を必要とし、業務の効率的、効果的処理が図られると認められる業務であるため。
- (9) 理 由 本業務は、越谷市立北体育館の耐震設計業務及び長寿命化設計業務を委託するものであり、設計を行ううえで、令和6年度に実施した「北体育館耐震診断業務委託」の結果を踏まえた耐震設計を行う必要があり、施工方法等を含めて専門的知識及び高度な技術等が求められる。  
耐震設計を行ううえで、外部機関が評定した「耐震評定書」に基づき設計を行う必要があり、耐震設計を完了した後も、その設計内容が適切に行われていることを評定しなければならないことから、責任区分を明確にするため、耐震診断業務からの継続業務として耐震設計業務を行う必要がある。  
これらのことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、上記の条件に該当し耐震診断業務を行った「東武建築企画株式会社」と特命随意契約を行うものである。